

【国税庁からのお知らせ】

「消費税及び地方消費税」
が変わります

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が次のとおり引き上げるとされており、税率引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

また、平成35年10月1日からは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

なお、複数税率への対応が必要となる事業者に対し、レジ導入等に係る経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援（中小企業庁）も行われています。

詳細の内容については、国税庁ホームページ、軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）の

ホームページ等をご覧ください。

■お問い合わせ

消費税軽減税率制度（軽減コールセンター）
0570-0301456

軽減税率対策補助金（事務局）
0570-0811222

※電話受付時間

9時～17時（土日祝除く）

適用開始日	現行（注1）	平成31年10月1日（注2）	
		標準税率（注1）（注3）	軽減税率（注4）
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% （消費税額の17/63）	2.2% （消費税額の22/78）	1.76% （消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

（注1）平成31年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
 （注2）消費税率の引上げ時期は、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されました。
 （注3）引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。
 （注4）軽減税率の適用対象となる飲食物品の譲渡等は、次のとおりとされています。
 ① 飲食物品の譲渡
 （食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食を含まない。）
 ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

【名寄税務署からのお知らせ】

「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催します

来年10月に実施される、「消費税の軽減税率制度」に関する説明会が、全ての事業者を対象に次のとおり開催します。

説明会の参加には、事前の申込みが必要となりますので、次の申込先にご電話又はFAXでお申込みください。
 （主催..名寄商工会議所、（公社）名寄地方法人会女性部会、名寄青色申告会女性部、名寄税務署）

■日時
9月28日（金）
13時30分～14時

■会場
駅前交流プラザよろーな
（名寄市東1条南7丁目）

■内容

- ① 軽減税率制度（軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など）の概要
- ② 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- ③ 軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

■申込・お問い合わせ

（公社）名寄地方法人会女性部会及び名寄青色申告会事務局
 （名寄商工会議所内）

TEL 01654-313155
 FAX 01654-210571

